

国民健康保険料算定方式変更とその対策案について

- ① 政令改正により保険料算定方式を総所得金額等をもととする「旧ただし書方式」に変更します。
- ② 算定方式変更により生じる低所得世帯等の負担増を軽減させるため「賦課割合を変更」します。
- ③ 急激な保険料負担の増加を軽減するため「経過措置を実施」します。
- ④ 経過措置費用を賄う財源の一部について、「市費繰入」を行います。

1 国民健康保険料の算定方式変更について

国民健康保険料は、加入者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」で構成されます。このうち「所得割額」について、税制改正が国民健康保険料に与える影響を回避するため政令改正が行われ、総所得金額等をもとに算定する「旧ただし書方式」に平成25年度から一本化することが定められました。このため、本市においても算定方式を変更するものです。

2 旧ただし書方式について

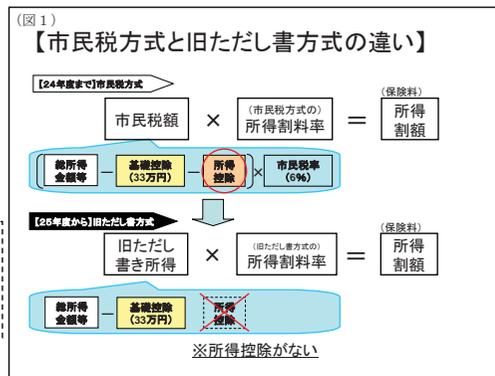
ア 市民税で用いる所得控除がないため、税制改正の影響を受けにくい方式です。

(図1)

イ 市民税方式に比べると、広く薄く保険料を賦課する方式のため、中間所得層の負担緩和が図られます。

【旧ただし書方式】

- ① 既に全国の保険者の99%が採用しており、その他の方式は13市町のみ
- ② 後期高齢者医療制度でも採用されている



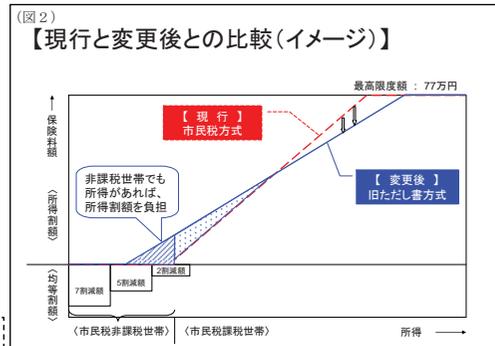
3 算定方式変更の影響

ただし、算定方式変更によって、以下の影響が生じます。(図2)

- ① 非課税世帯でも33万円を超える所得があると、所得割額の負担が生じます。
《市民税非課税者》
- ② 所得控除額の大きい世帯ほど負担が大きくなります。
《市民税課税者》

【所得控除の例】

配偶者控除、扶養控除、障害者控除等



(表1) 全体的な傾向

	世帯数	該当者
影響なし	219,000 世帯 (39%)	・均等割額のみ在世帯(最も所得が少ない世帯) ・保険料限度額到達世帯
保険料額が減少	182,000 世帯 (32%)	・高所得世帯 ・所得控除の少ない世帯
保険料額が増加	163,000 世帯 (29%)	・所得のある非課税世帯 ・所得控除の大きい世帯
総数	564,000 世帯	

※市民税方式から旧ただし書方式に移行した場合(算定方式のみ変更)のシミュレーションをもとに推計

変更により、保険料負担が大幅に増加する世帯が生じるため、本市国民健康保険運営協議会の審議報告をもとに、次のとおり対策を講じます。

4 対策1 賦課割合の変更(継続実施)

ア 算定方式の変更によって、これまで所得割額がかからなかった非課税世帯にも、新たに所得割額が発生するなど、低所得世帯に負担が移動します。

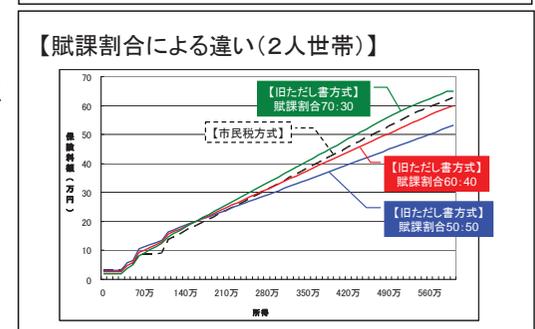
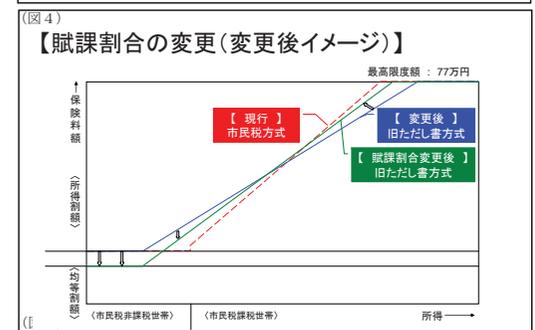
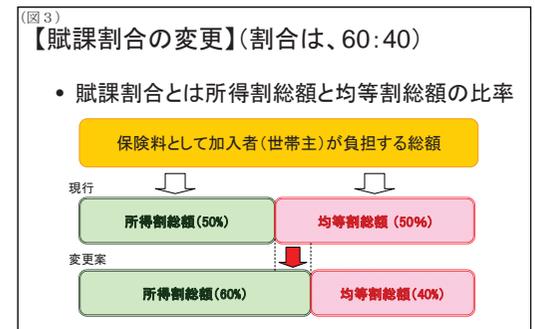
イ このため、保険料総額に占める均等割総額の比率を下げるよう賦課割合を変更し、負担の割合を全体的に調整することで、以下のような効果が得られます。(図3、4)

- ① 新たに所得割額の負担が生じる非課税世帯の、保険料増加幅を抑える。
- ② 継続的に低所得世帯の負担を軽減できる。

ウ しかし、所得割総額の比率を上げすぎると、中間所得層では負担が増えすぎる傾向があるため、バランスと効果を考慮し、賦課割合は、**所得割額：均等割額=60：40**とします。(図5)

なお、この対策は、今後、継続的に実施するものです。

※東京23区(所59:均41)
川崎市(所65:均20+平15)



算定方式変更前と変更後のシミュレーション表

給与所得	世帯構成	(A) 市民税方式		(B) 旧ただし書方式						(E) 市費繰入	
		保険料額(A) (円)		(B) 賦課割合50:50		(C) 賦課割合60:40					
				A/B (%)		対策1	対策2 経過措置実施		対策3		
						A/C (%)		A/D (%)			A/E (%)
(1) 0~ ・所得階層世帯 32.20%	単身	17,250 ~ 52,490	△1.5 ~ 0.0	△20.0 ~ △16.6	△25.5 ~ △20.0						◎
	二世帯	34,510 ~ 57,530	0.0 ~ 9.9	△20.0 ~ △7.9	△20.0 ~ △16.0						◎
	三世帯	51,770 ~ 86,290	0.0 ~ 6.6	△20.0 ~ △11.9	△20.0 ~ △17.3						◎
	四人世帯	69,030 ~ 115,060	0.0 ~ 5.0	△20.0 ~ △13.9	△20.0 ~ △18.0						◎
(2) 50万~ ・所得階層世帯 10.34%	単身	56,390 ~ 114,540	△9.2 ~ 6.2	△10.1 ~ △4.6	△11.1 ~ △4.8						◎
	二世帯	57,530 ~ 92,040	23.9 ~ 50.5	9.5 ~ 41.9	△10.2 ~ 0.5						◎
	三世帯	86,290 ~ 138,060	16.1 ~ 44.4	△0.3 ~ 34.5	△13.5 ~ △1.9						◎
	四人世帯	115,060 ~ 115,060	12.1 ~ 40.4	△5.2 ~ 29.5	△15.1 ~ △3.6						◎
(3) 100万~ ・所得階層世帯 12.22%	単身	125,780 ~ 170,060	△14.8 ~ △10.8	△10.2 ~ △10.0	△4.5 ~ △3.4						◎
	二世帯	98,520 ~ 181,580	11.4 ~ 48.9	9.6 ~ 42.7	9.7 ~ 21.8						◎
	三世帯	138,060 ~ 193,110	34.6 ~ 51.4	26.9 ~ 43.5	△3.9 ~ 8.1						◎
	四人世帯	115,060 ~ 184,090	34.1 ~ 47.5	21.8 ~ 38.2	△6.1 ~ △0.7						◎
(4) 150万~ ・所得階層世帯 9.44%	単身	181,290 ~ 225,570	△17.7 ~ △15.6	△10.1 ~ △10.0	△3.2 ~ △2.6						
	二世帯	192,820 ~ 237,100	2.6 ~ 9.2	5.0 ~ 8.4	11.2 ~ 13.4						
	三世帯	204,330 ~ 248,610	21.0 ~ 31.2	18.7 ~ 24.8	5.0 ~ 10.8						
	四人世帯	184,090 ~ 260,130	37.7 ~ 56.3	31.1 ~ 49.0	1.1 ~ 9.2						
(5) 200万~ ・所得階層世帯 7.01%	単身	236,580 ~ 281,300	△19.5 ~ △18.1	△10.1 ~ △10.0	△2.5 ~ △2.3						
	二世帯	248,110 ~ 292,820	△3.0 ~ 1.3	2.1 ~ 4.4	9.6 ~ 11.5						
	三世帯	259,630 ~ 304,350	12.2 ~ 19.0	13.4 ~ 17.5	12.0 ~ 15.6						
	四人世帯	271,160 ~ 315,860	26.3 ~ 35.1	23.8 ~ 29.5	7.2 ~ 11.4						
(6) 250万~ ・所得階層世帯 4.91%	単身	292,740 ~ 338,100	△21.0 ~ △19.9	△10.4 ~ △10.2	△2.3 ~ △2.3						
	二世帯	304,270 ~ 349,630	△7.1 ~ △4.0	△0.2 ~ 1.6	7.6 ~ 9.1						
	三世帯	315,790 ~ 361,150	5.6 ~ 10.7	9.4 ~ 12.4	16.4 ~ 17.8						
	四人世帯	327,320 ~ 372,680	18.0 ~ 24.4	18.4 ~ 22.5	12.3 ~ 15.3						
(7) 300万~ ・所得階層世帯 5.99%	単身	349,340 ~ 451,500	△22.7 ~ △21.2	△10.7 ~ △10.4	△2.4 ~ △2.3						
	二世帯	360,860 ~ 466,270	△12.9 ~ △7.7	△3.7 ~ △0.5	4.4 ~ 7.3						
	三世帯	372,390 ~ 481,030	△3.6 ~ 4.9	2.9 ~ 8.8	10.8 ~ 16.4						
	四人世帯	383,900 ~ 487,580	6.9 ~ 16.7	11.0 ~ 17.5	15.9 ~ 19.6						
(8) 400万以上 ・所得階層世帯 8.44%	単身	462,740 ~ 650,000	△23.8 ~ 0.0	△10.8 ~ 0.0	△2.3 ~ 0.0						
	二世帯	477,500 ~ 650,000	△15.4 ~ 0.0	△5.0 ~ 0.0	0.0 ~ 4.3						
	三世帯	492,270 ~ 650,000	△8.2 ~ 0.0	△1.0 ~ 2.6	0.0 ~ 10.5						
	四人世帯	504,440 ~ 650,000	△2.6 ~ 5.0	0.0 ~ 9.2	0.0 ~ 16.0						

現在、検討中

※ 世帯構成割合は、所得不明(9.44%)を除く
 ※ 24年1月時点の加入者情報をもとに作成(シミュレーションによる試算)
 ※ 経過措置対象者の所得を70%減額。
 ※ 凡例

↑ 増減幅を圧縮 ↑ 急激な増加を抑制

◎: 賦課割合変更による減額効果
 40%以上増加する階層 30%~40%増加する階層 20%~30%増加する階層 15%~20%増加する階層